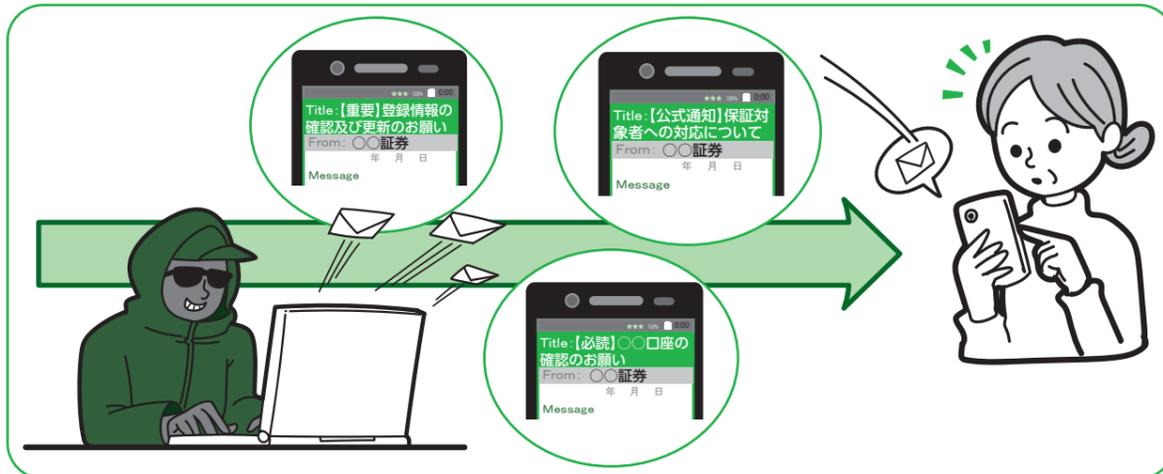


証券会社を装ったフィッシング詐欺による被害が急増しています!

フィッシングメールを使った手口はこれだ!(例)

- 1 証券会社を装って、メール等のメッセージが届く
- 2 メッセージに掲載されたリンクからウェブサイトへアクセスし、IDとパスワードを入力
- 3 入力したIDとパスワードによってログインし、不正に有価証券の売買等を行う



トラブルに遭わないために

- 見覚えのある送信者からのメール等であっても、メッセージに掲載されたリンクを開かず、事前に登録したブックマークの証券会社のウェブサイトへアクセスする。
- 各証券会社が提供しているセキュリティ強化機能を有効にする。
- パスワードの使い回しや、簡単に推測できるパスワードを使わない。
- こまめに口座の状況を確認する。不審な取引の心配がある場合は、各証券会社のお問い合わせ窓口につながる。

そのほかにも不審な勧誘によって契約をしてしまった等、困ったときには広島市消費生活センター
連絡先：082-225-3300
 にご相談ください。



ホームページはこちら

知っ得 なっとく

No.219
2025.6月発行



地域の見守り役! 消費生活サポーター

広島市消費生活センターのご案内

消費生活相談
ご相談は来所、電話、メールでお受けしています。



●電話相談
☎ **082-225-3300** (消費生活相談専用)

●メール相談
右の二次元コードの入力フォームからご相談ください。



【開館時間】 10:00~18:00
【休館日】 火曜日、日曜日、祝日・休日と12月29日~1月3日

消費生活出前講座をご利用ください!

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。
みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか?

- 講師派遣：無料
- 時間：約1~2時間
- 参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
- 土曜日、日曜日、祝日・休日にも派遣可能です。

【申込み・お問合せ先】
公益社団法人広島消費者協会
TEL・FAX 082-225-3320

消費者被害に遭わないために



消費生活サポーターとは

消費生活サポーターは、お住まいの地域や、所属する団体や職場で、消費生活に関する情報を伝えたり、普段の生活のなかで、高齢者等がトラブルに巻き込まれているのでは…など、何らかの異変を察知した場合に消費生活センターの窓口を案内するなど、**消費者と消費生活センターをつなぐ役割**をしていただく方のことです。



令和6年度取組活動報告

○消費生活サポーター研修会

消費生活サポーターをはじめ、実際に高齢者等の見守り活動を行っている方や、今後行う方向けに研修会を開催しました。

研修会では、実際の見守り活動事例や、見守り活動で気を付けるポイントなどを学びました。



○悪質商法のVR体験

若者、社会人、高齢者の世代ごとに遭いやすいトラブルをVR動画で疑似体験し、「気づく」「断る」「相談する」といった“消費者力”を鍛えました。



活動内容

伝える

身の回りで起こった悪質商法や詐欺の情報、消費生活センターなどが発信している関連情報を、家族や地域の人などに広めて注意喚起を行う。



活動する(見守る)

地域で高齢者などに定期的に声をかけるなどの見守り活動を行い、異変に気づいたときや、消費者トラブルに巻き込まれていることが分かったときに、消費生活センターなどの専門機関につなげる。また、地域や、職場などで消費者啓発の講座を企画する。

学ぶ

消費者トラブルに関連するニュースや新聞記事に目を通すなど、情報収集を行う。また、消費生活センターなどが実施する講座や研修会に参加し、知識を深める。

参加する

当センターが主催する事業へ参加する。
・消費者月間(毎年5月)事業イベントなどの催し
・消費者トラブルに関する研修会 など

募集しています

※ 消費生活サポーターになるには、オンラインで「養成講座」を受講していただくのみです。



お申込みはこちら

広島市消費生活センターでは、地域の見守り役として活動していただける「消費生活サポーター」を募集しています。興味のある方は消費生活センター(☎082-225-3329 ✉shouhi@city.hiroshima.lg.jp)へお問い合わせください。左の二次元コードでもご案内しています。

消費生活サポーターには、消費生活に関する情報を提供します

○ 月1回のメール通信の配信

広島市で発生している消費者トラブル事例や、広島県、国民生活センターなどが注意喚起している情報をEメールや郵送でお知らせします。広島市ホームページでは、メール通信のバックナンバーを掲載しています。



バックナンバーはこちら

○ 啓発活動ツールの提供

- ① 見守り活動で活用できる「消費者トラブル防止ハンドブック」等をお送りします。
- ② 地域等で活動する際には、悪質商法に関する、年代や目的に沿ったパンフレットなどを無料で提供します。
- ③ 消費者啓発の講座を企画する際には、講師を無料で派遣します。(消費生活出前講座)
- ④ 研修や講座を企画する際には、当センターの研修室を無料で貸し出します。

